

中医協 診 - 5  
24 . 8 . 2 2

# 入院基本料について

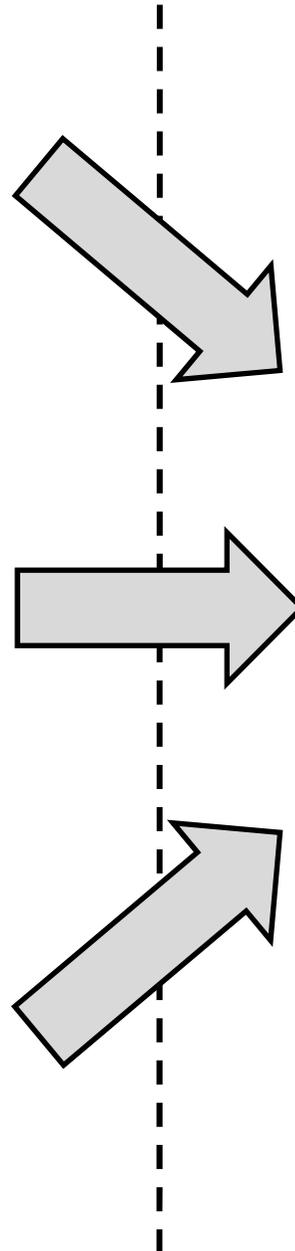
# 入院基本料の評価の変遷

**入院時医学管理料**  
医学的管理に関する費用

**看護料**  
看護師等の数に応じた評価

**室料、入院環境料**  
療養環境の提供の評価

平成11年度以前



**入院基本料**  
入院の際に行われる基本的な医学管理、看護、療養環境の提供を含む一連の費用を評価したもの。

平成12年度以降

# 基本的な入院医療の評価の変遷について

	給食	入院環境料 (室料)	看護料	医学管理
昭和33年時点	入院時基本診療料			
	給食した場合の加算	寝具設備の加算	看護の加算	包括
昭和45年時点	入院時基本診療料			入院時 医学管理料
	給食した場合の加算	寝具設備の加算	看護の加算	
昭和47年時点	給食料	室料	看護料	入院時 医学管理料
平成6年時点	入院時食事療養費※	入院環境料	看護料	入院時 医学管理料
平成11年				
平成12年時点	入院時食事療養費※	入院基本料		
		(入院環境料)	(看護料)	(医学管理料)

医療制度改革の基本方針(平成9年4月7日 与党医療保険制度改革協議会)を基本とし、より合理的な診療報酬体系のあり方について、「医療保険福祉審議会制度企画部会診療報酬見直し検討会」において総合的に検討・病院の機能区分に応じた評価体系としては、入院という組織的な医療提供の体制を総合的に評価し、その効率的な医療サービスの提供を誘導できる新たな仕組み(ホスピタルフィーの体系)を検討する。

具体的には、現在の入院環境料、看護料、入院時医学管理料などを基本として医療機関がその機能を十分に果たしているかという点を加味して総合評価する「入院基本料」(仮称)という仕組み

※ 入院時食事療養費は、H6に療養の給付であった基準給食を入院時食事療養費に改変し、適切な評価を行うほか、多様なメニューの提供や入院時の栄養食事指導の評価、食堂における良好な食事環境等を評価することにした。

## 入院料の評価の変遷

昭和58年  
(甲表)

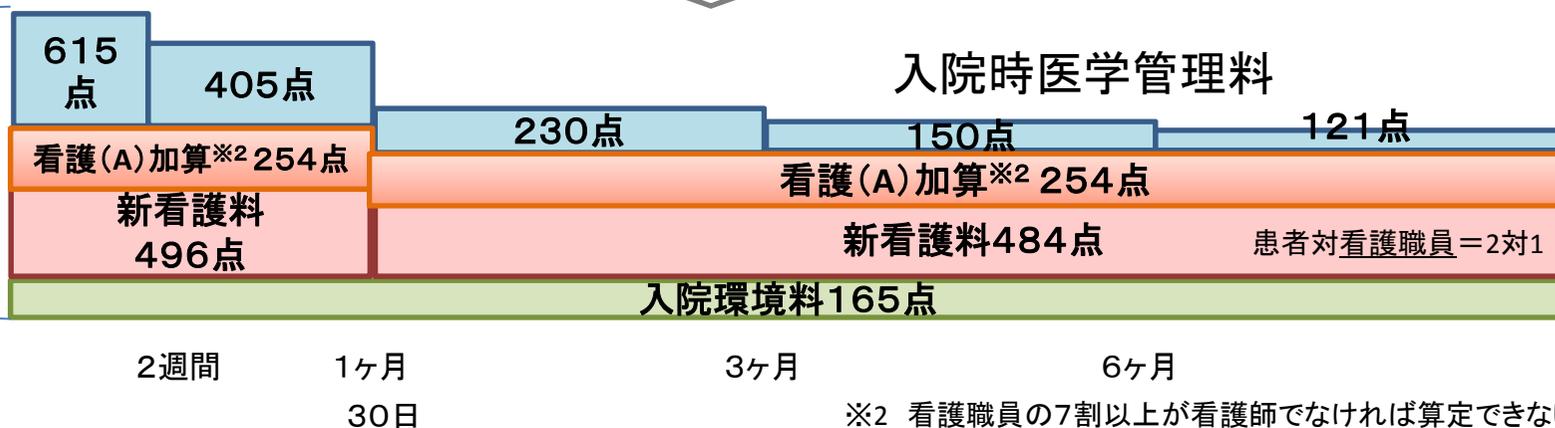
入院初日  
703点



※1 看護要員の8割以上が看護職員で、看護要員の半数以上が看護師でなければ算定できない

平成10年

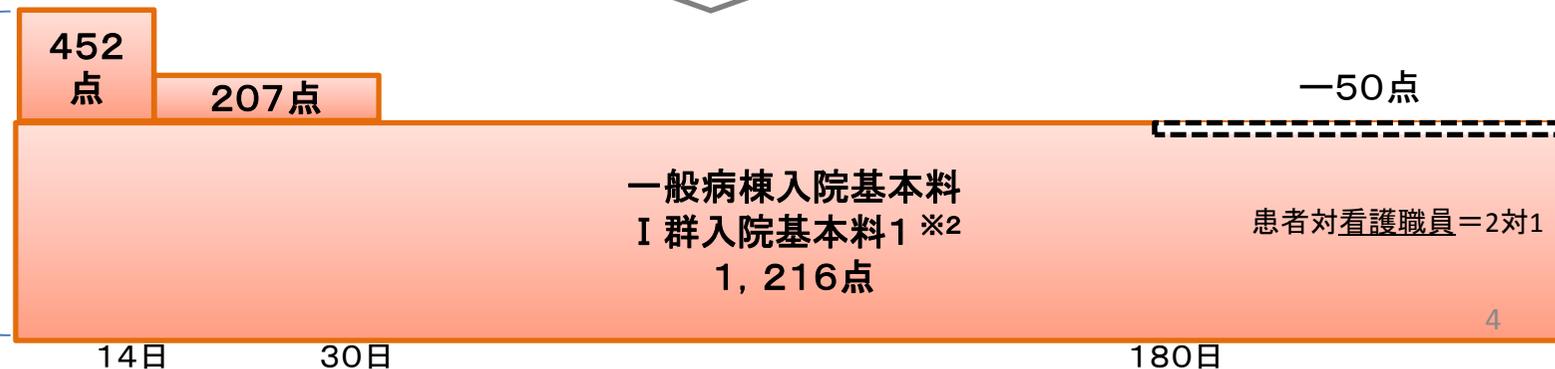
入院初日  
1530点



※2 看護職員の7割以上が看護師でなければ算定できない

平成12年

入院初日  
1668点



平成12年 入院環境料、新看護料、入院時医学管理料を統合・簡素化し、入院基本料として評価

# 入院基本料の施設基準

## 基本診療料の施設基準等に関する告示

- 第一 届出の通則
- 第二 施設基準の通則
- 第三 初・再診料の施設基準等
- 第四 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策及び栄養管理体制の基準
- 第五 病院の入院基本料の施設基準等

### 一 通則

- (1) 病院であること。
- (2) 一般病棟、療養病棟、結核病棟又は精神病棟をそれぞれ単位(特定入院料に係る入院医療を病棟単位で行う場合には、当該病棟を除く。)として看護を行うものであること。
- (3) 看護又は看護補助は、当該保険医療機関の看護職員又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものであること。
- (4) 次に掲げる施設基準等のうち平均在院日数に関する基準については、病棟の種別ごとに、保険診療に係る入院患者(別表第二に掲げる患者を除く。)を基礎に計算するものであること。
- (5) 次に掲げる看護職員及び看護補助者の数に関する基準については、病棟(別表第三に掲げる治療室、病室及び専用施設を除く。)の種別ごとに計算するものであること。
- (6) 夜勤を行う看護職員(病棟単位で特別入院基本料を算定する場合の看護職員を除く。)又は療養病棟の看護職員及び看護補助者(以下「看護要員」という。)(療養病棟入院基本料1の施設基準に係る届出を行った病棟、第十一の八に規定する病棟及び特別入院基本料を算定する病棟の看護要員を除く。)の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること等、看護職員及び看護補助者の労働時間が適切なものであること。
- (7) 七対一入院基本料、十対一入院基本料又は十三対一入院基本料を算定する病棟における夜勤については、看護師一を含む二以上の数の看護職員が行うこと。
- (8) 現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合を当該病棟の見やすい場所に掲示していること。

### 二 一般病棟入院基本料の施設基準等

- (1) 一般病棟入院基本料の注1に規定する入院基本料の施設基準

#### イ 七対一入院基本料の施設基準

- ① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、常時、当該病棟の入院患者の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数、常時、当該病棟の入院患者の数が本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。
- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
- ③ 当該病棟の入院患者の平均在院日数が十八日以内であること。
- ④ 看護必要度の基準を満たす患者を一割五分以上入院させる病棟であること(救命救急入院料を算定する治療室を有している保険医療機関の病棟を除く。)
- ⑤ 常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に百分の十を乗じて得た数以上であること。

#### ロ 十対一入院基本料の施設基準

### 三 療養病棟入院基本料の施設基準等

## 施設基準告示の通則に定められている事項(病院の入院基本料の施設基準等)

	H12	H14	H16
病院の入院基本料の施設基準等	病院であること。		
	病棟種別をそれぞれ単位として看護を行うものであること。		
	看護は、当該保険医療機関の看護要員が行うこと。		
	定数超過・医療法人員標準未滿保険医療機関に該当していないこと。	H14以降、施設基準の通則に移行	
	平均在院日数は、病棟種別毎に保険診療の患者を基礎に計算すること。		
	看護職員、補助者は病棟種別毎に計算すること。		
特別入院基本料	入院基本料の約45～75%		
通則以外・算定告示等	入院診療計画、院内感染防止対策		
	医療安全管理体制、褥瘡対策		
	入院診療計画未実施減算(入院中1回350点)※ 院内感染防止対策未実施減算(1日に5点)※		
	医療安全管理体制未整備減算(1日10点) 褥瘡対策未実施減算(1日5点)		
			褥瘡患者管理加算(入院中1回20点)
一般病棟入院基本料	施設基準通知	看護職員配置	
		正看比率	
		平均在院日数(一部)	
	算定告示	看護師比率(約2～10%)減算有り	

※ H10は入院診療計画加算、院内感染防止対策加算

## 施設基準告示の通則に定められている事項(病院の入院基本料の施設基準等)

	H18	H20	H22	H24
病院の入院基本料の施設基準事項	病院であること。			
	病棟種別をそれぞれ単位として看護を行うものであること。			
	看護は、当該保険医療機関の看護要員が行うこと。			
	平均在院日数は、病棟種別毎に保険診療の患者を基礎に計算すること。			
	看護職員、補助者は病棟種別毎に計算すること。			
	夜勤を行う看護職員の1人当たりの月平均夜勤時間数72時間以下であること。			
	7対1、10対1、13対1は2人以上の看護職員で夜勤をすること(うち1人以上看護師であること)。			
特別入院基本料	看護職員数と患者数の割合を病棟に掲示すること。			
	入院基本料の約37～60%		7対1及び10対1において月平均夜勤時間72時間要件のみ満たさない場合は入院基本料の80%	
告示・則等算定	入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策			
	褥瘡患者管理加算(入院中1回20点) H18以降、入院基本料等加算			入院基本料に包括
一般病棟入院基本料	施設基準通知			
	看護職員配置			
	正看比率			
	平均在院日数(すべて)			
			患者比率(看護必要度)(7対1のみ)	
		医師配置(7対1のみ)※		

※ H20.4.1～22.3.31まで医師配置のみ満たせない場合、準7対1入院基本料が算定できた

# 平成22年度診療報酬改定 特別入院基本料を算定するまでの激変緩和について

看護師不足によって月平均夜勤時間72時間以内の要件のみ満たせない場合、特別入院基本料を算定するまでの激変緩和措置を創設

7対1及び10対1特別入院基本料の新設(入院基本料の80%の点数設定)

- ① 一般病棟入院基本料 7対1 特別入院基本料 1,244点
- ① 一般病棟入院基本料 10対1 特別入院基本料 1,040点
- ① 結核病棟入院基本料 7対1 特別入院基本料 1,158点
- ① 結核病棟入院基本料 10対1 特別入院基本料 954点
- ① 精神病棟入院基本料 10対1 特別入院基本料 992点

[施設基準]

一般病棟入院基本料7対1及び10対1入院基本料を算定している医療機関であって、夜勤を行う看護職員の一人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下の要件のみを満たせない医療機関

算定期間:3か月間(当該入院基本料を最後に算定した月から起算して1年以内は算定できない。)

算定要件:毎月看護職員採用活動状況報告

当該点数算定期間中は、特定の看護職員に夜勤時間が偏重することがないように配慮すること。

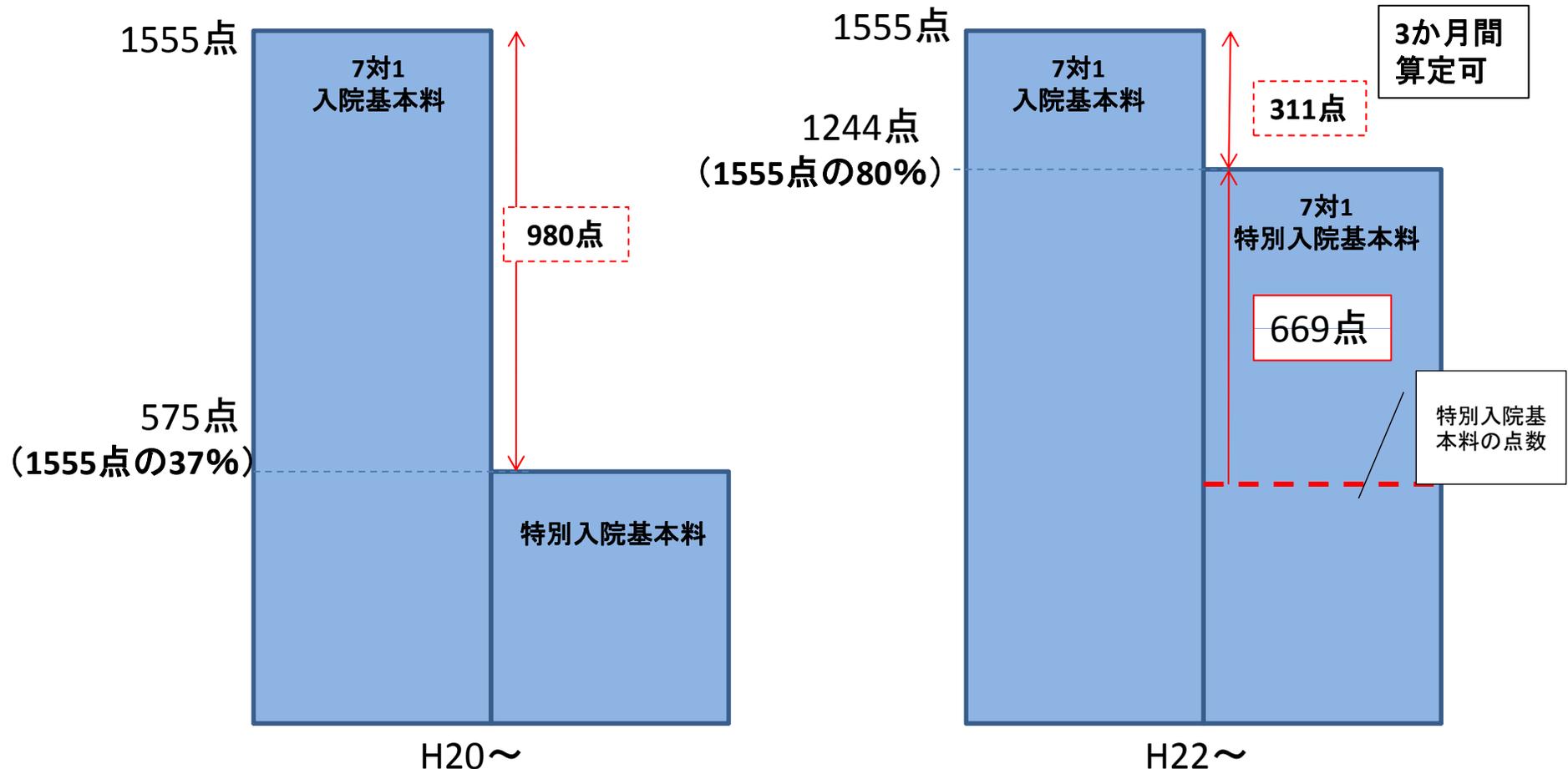
# 一般病棟入院基本料

7対1特別入院基本料の場合(H22改定時の点数の場合)

- 7対1入院基本料を算定している医療機関が特別入院基本料算定医療機関になると1日当たりの入院基本料が980点減点となる(1555点→575点)

注. 入院早期14日以内の加算も減点となる(450点→300点)

→月平均夜勤時間72時間のみを満たせない場合、7対1特別入院基本料として、入院基本料の約80%を3か月間算定可能となった。



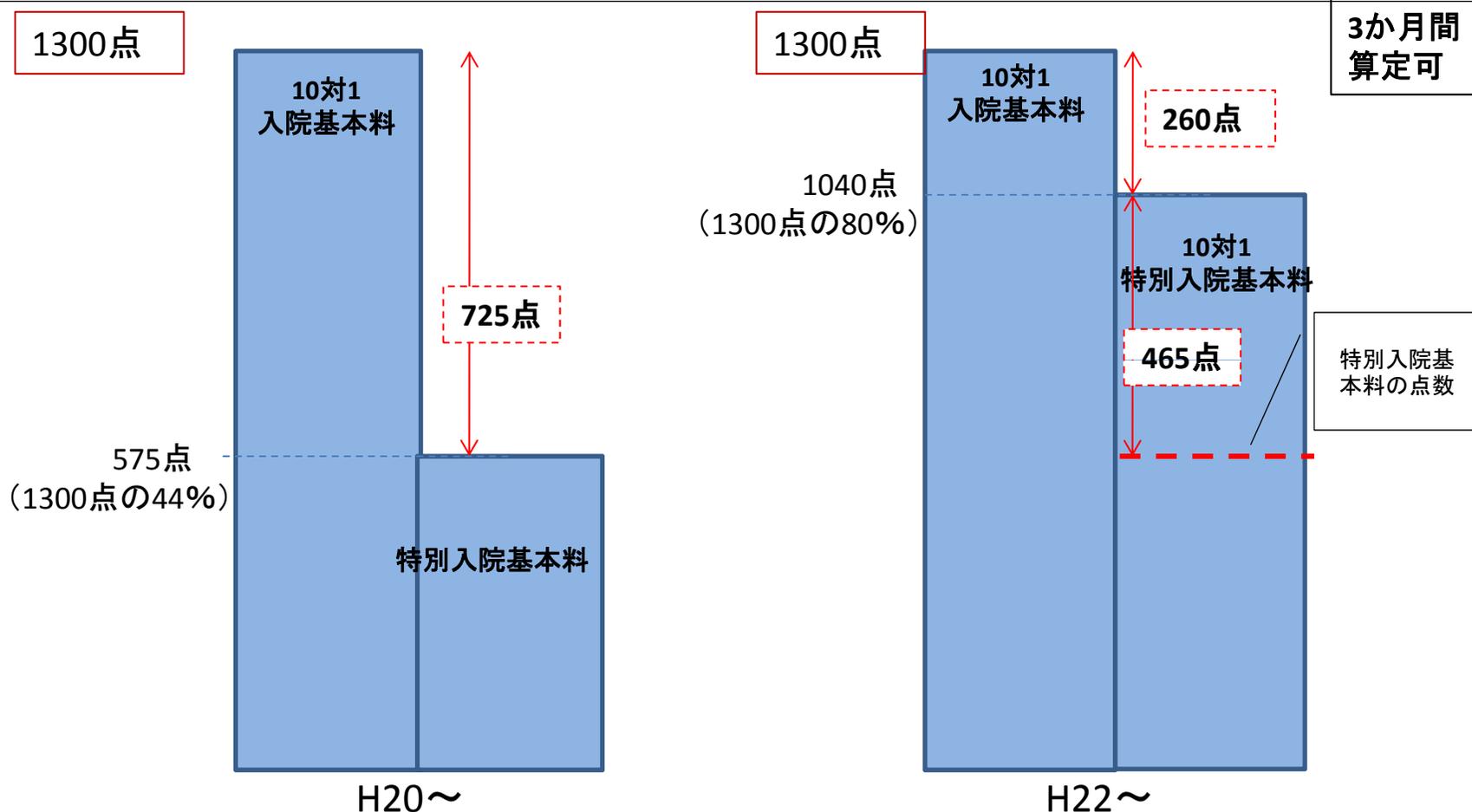
# 一般病棟入院基本料

10対1特別入院基本料の場合（H22改定時の点数の場合）

○ 10対1入院基本料を算定している医療機関が特別入院基本料算定医療機関になると1日当たりの入院基本料が725点減点となる（1300点→575点）

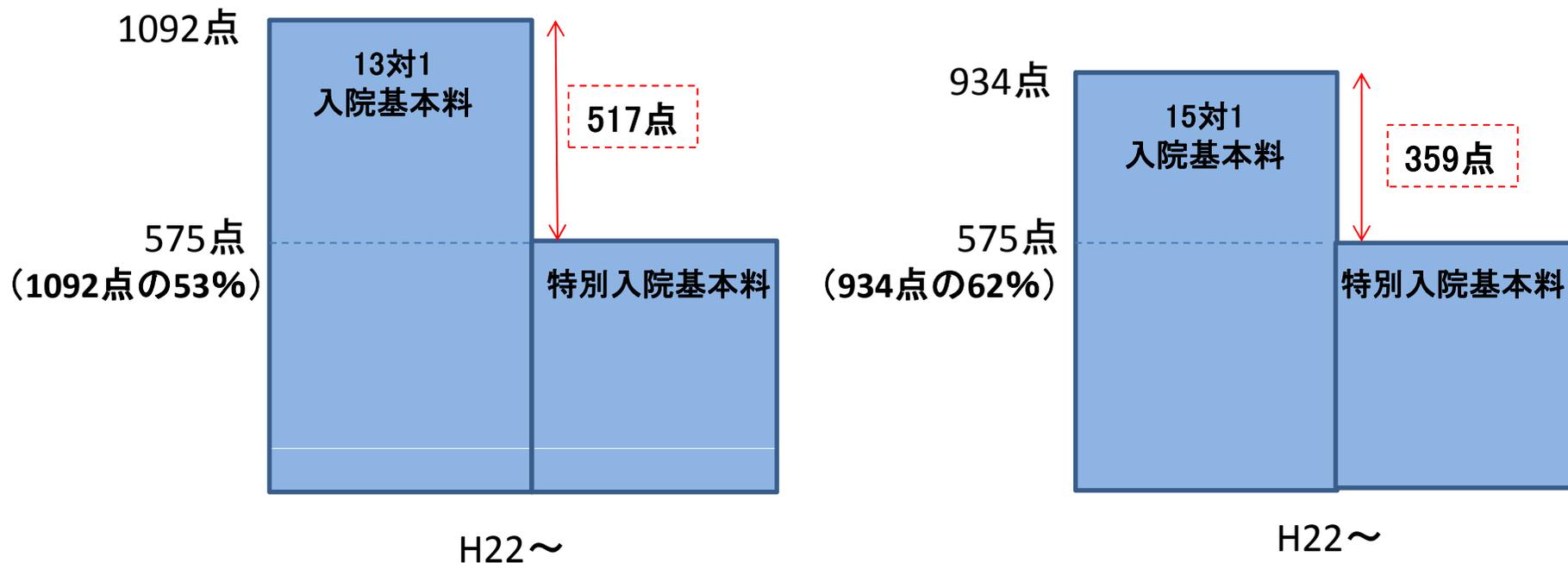
注. 入院早期14日以内の加算も減点となる（450点→300点）

→月平均夜勤時間72時間のみを満たせない場合、10対1特別入院基本料として、入院基本料の約80%を3か月間算定可能となった。



# 一般病棟入院基本料 13対1及び15対1→特別入院基本料の場合

- 13対1入院基本料を算定している医療機関が特別入院基本料算定医療機関になると1日当たりの入院基本料が517点減点となる(1092点→575点)
  - 15対1入院基本料を算定している医療機関が特別入院基本料算定医療機関になると1日当たりの入院基本料が359点減点となる(934点→575点)
- 注. 入院早期14日以内の加算も減点となる(450点→300点)



# 入院基本料について

## 【現状】

- 入院医療の評価については、入院という組織的な医療提供の体制を総合的に評価するという観点から、入院環境料、看護料、入院時医学管理料等が平成12年度以降入院基本料として一体評価されてきた。
- 平成18年度以降、入院基本料の施設基準の通則に複数夜勤配置や月平均夜勤時間が規定され、従前から通則に規定されている要件に加え、これらについても満たさなければ入院基本料が算定できなくなり、その場合、特別入院基本料を算定することとなった。
- この特別入院基本料は575点であることから、一般病棟7対1入院基本料であれば、当該入院基本料の37%と著しい減額となり、医療機関の経営上のダメージが大きいとの指摘があり、平成22年改定では、7対1及び10対1入院基本料については、月平均夜勤時間72時間が満たせない場合については、入院基本料の80%となる7対1及び10対1特別入院基本料を新設した。



- 今後、特別入院基本料を算定する際の減額幅や7対1及び10対1特別入院基本料と同様の緩和措置を13対1及び15対1入院基本料へ拡大することについて検討する必要があるのではないか。